

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則 福利・給与課 1頁

規 則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和元年九月二十七日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第三号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和二十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表				別表第二（第三条関係） 非常勤の講師等手当額表			
職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額	職種	学歴免許資格経験等	基本額	加算額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)		
非常勤の助手	教育長が別に定める。	一日につき 六千七百〇円		非常勤の助手	教育長が別に定める。	一日につき 六千五百〇円	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
備考				備考			
一	(略)			一	(略)		
二	(略)			二	(略)		
三	(略)			三	(略)		

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

発行
三重県教育委員会
津市広明町13番地